

(事務の区分)

**第五十五条** 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十条の二第十四項、第二十五条の四第二項及び第十七項、第三十八條の四第二十四項、第三十八條の五第九項及び第十項第四号、第三十九條の九十八第九項及び第十項第二号並びに第四十條の四第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

**第五十五条** 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十条の二第十四項、第二十五条第十二項、第二十五条の四第二項及び第十七項、第三十八條の四第二十四項、第三十八條の五第九項及び第十項第四号、第三十九條の七第六項、第三十九條の九十八第九項及び第十項第二号並びに第四十條の四第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号

---

2  
同  
上  
に規定する第一号法定受託事務とする。